の１の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑹までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、７欄「ホ」⑵によることとします。

⑴～⑹　（略）

⑰～㉒　（略）

㉓　７欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。

㉔～㉖　（略）

５．～７．（略）

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）（Ａ４）

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．地名地番】～【10．建築面積】　（略）

【11．延べ面積】　（略）

【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）

【ホ．認定機械室等の部分】（　　）（　　）（　　）

【ヘ．自動車車庫等の部分】～【ル．宅配ボックスの設置部分】　（略）

【ヲ．その他の不算入部分】（　　）（　　）（　　）

【ワ．住宅の部分】～【タ．容積率】　（略）

【12．建築物の数】～【19．その他必要な事項】　（略）

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．地名地番】～【７．主要用途】　（略）

【８．工事種別】　□新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替　□その他

【９．建築面積】　（略）

【10．延べ面積】　（略）

【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）

【ホ．認定機械室等の部分】（　　）（　　）（　　）

の１の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑹までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、７欄「ホ」⑵によることとします。

⑴～⑹　（略）

⑰～㉒　（略）

㉓　７欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。

㉔～㉖　（略）

５．～７．（略）

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）（Ａ４）

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．地名地番】～【10．建築面積】　（略）

【11．延べ面積】　（略）

【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）

（新設）

【ホ．自動車車庫等の部分】～【ヌ．宅配ボックスの設置部分】　（略）

（新設）

【ル．住宅の部分】～【カ．容積率】　（略）

【12．建築物の数】～【19．その他必要な事項】　（略）

第四十三号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．地名地番】～【７．主要用途】　（略）

【８．工事種別】　□新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【９．建築面積】　（略）

【10．延べ面積】　（略）

【イ．建築物全体】～【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）

（新設）